

規制改革要望／四半期決算報告制度に関する意見

6月29日、関経連は政府の「特区、地域再生、規制改革集中受付」に対応し、関経連として従来取り組んでいる活動に関係の深い項目を中心に規制改革要望を取りまとめ政府に提出した。あわせて、本年度末で設置期限を迎える政府の規制改革会議について、その後継機関を設置するよう要望した。

また四半期決算については、2月の関西財界セミナーにおいて、短期的利益追求を助長するものであり、事務負担も重いことから見直しが必要との指摘があった。これを受けて、関西経済同友会、大阪・京都・神戸商工会議所とともに、制度の簡素化や開示方法に関する企業の裁量拡大についての意見を7月13日に表明した。

規制改革要望

■政府の規制改革推進体制

規制改革(規制緩和)は長年取り組まれている課題である。1995年の行政改革委員会規制緩和小委員会以降、民間委員主導かつ事務局にも民間スタッフが加わった組織が設置され、民間の視点から検討が行われるとともに、各界から広く要望・提案

〈表1 2005年度における規制改革による累積利用者メリット〉

分野		利用者メリット (億円)
電気通信	移動体通信	27,876
運輸	国内航空	1,206
	鉄道	4,840
	タクシー	125
	トラック	34,308
	自動車登録検査制度	8,642
エネルギー	電力	56,630
	都市ガス	4,579
	石油製品	21,410
金融	株式売買委託手数料	5,291
	損害保険	3,155
飲食料品	米	6,249
	酒類販売	7,957
再販指定商品	化粧品・医薬品	1,182
利用者メリット合計		183,452
国民一人当たり利用者メリット		14万4千円

出所：内閣府「規制改革の経済効果」(2007年3月)

を募り、政府としての推進計画が策定されている。その結果、国民の生活にも大きな利益をもたらす改革が行われてきた(表1)。

現在は、内閣総理大臣を本部長とする規制改革推進本部、民間有識者による規制改革会議を中心に、経

済諮問会議など関係組織が連携して進められている。

また、2003年からは構造改革特区制度が定められ、地域を限定した規制改革を実施し、その中で可能なものは全国展開していくという方法も取り入れられている。

〈表2 関経連の主な規制改革要望項目〉

■国際・国内物流

- ・関西国際空港におけるオープンスカイの実現
「アジア・ゲートウェイ構想」等に基づき、空港容量に余裕があり日本唯一の完全24時間空港である関西国際空港においてオープンスカイを早期に実現する
- ・輸出通関の事後申告化
グローバルなサプライチェーン・マネジメントの重要性増大に鑑み、貨物のリードタイム短縮のため輸出通関を事後申告化する
- ・物流企業の市街地における集配車両による作業の円滑化
運送事業者の荷捌き駐車場を整備するとともに駐車規制を緩和する

■次世代環境技術

- ・工場立地法の緑地面積の一部に太陽光発電を充当可能とすることの容認
屋上太陽光発電施設の設置面積を必要緑地面積に充当できるようにする
- ・小水力発電装置の設置運営の円滑化
小水力発電装置の設置運営には多くの省庁がかかわっており、許認可の審査行程の透明化、手続簡素化を行う
- ・超電導ケーブルの実証促進
超電導ケーブルの実用化にむけた実証促進のため、保安規制を緩和する

■観光

- ・空港到着(入国)エリアでの免税売店の設置
観光客の利便性向上のため、空港到着(入国)エリアへの免税店設置を可能とする
- ・農林漁家への滞在・体験(民泊)に対する規制緩和
農林漁村生活体験のためのいわゆる「民泊」について、旅館業法・食品衛生法等の緩和や明確な規定を行う

■その他

- ・水道事業の国際展開に係る営利企業への地方公務員の派遣規制の緩和
官民協力してアジア各国等への水道事業の国際展開を行う際、水道事業運営のノウハウを持つ地方自治体職員の営利企業への派遣を可能にする
- ・農業への企業参入に関する更なる規制緩和
農業生産法人への企業出資比率規制を緩和したこの度の改正農地法の早期施行とともに、将来的には規制の完全撤廃または50%超の出資を認める
- ・派遣労働者の派遣可能期間の撤廃
最長3年までと規定されている派遣労働者の派遣可能期間とその後のクーリング期間を撤廃する

■ 関経連の規制改革要望

関経連では、規制改革をわが国経済発展のための重要な政策手段と位置づけ、1995年以降、政府募集に対応して規制改革要望を行ってきた。

今回は、6月の「特区、地域再生、規制改革集中受付」（通称「あじさい月間」）に対応し、国際・国内物流、次世代環境技術、企業経営・労働、観光、農商工連携、水道事業の国際展開など、関経連が従来取り組んでいる活動に関係の深い項目を中心に29項目を要望した(表2)。

またあわせて、本年度末で設置期限を迎える政府の規制改革会議について、その後継機関を設置するよう要望した。

■ 四半期決算報告制度に関する意見

近年、内部統制報告書と四半期報告書の作成義務化などの法改正が実施されてきた。これらの法改正は投資家への開示を目的としたものであるが、特に四半期決算については投資家すべてが賛成しているものではない。例えば、株価が短期で大きく変動するようになり中長期的リターンをめざす投資家に弊害が生じている点や、決算作成に大きな労力を投入せざるを得ず前向きな経営資源配分の機会が奪われることは投資家にとっても不利益という指摘がある。そのようなことをふまえ、以下のとおり四半期決算に関する提言を行った。

■ 四半期決算報告制度の課題

現在、証券取引所ルールと金融商

品取引法に定めがあり、2種類の決算書を作成している。投資家保護という共通理念はあるものの、詳細ルールが異なるため、企業にとっては多大な費用と労力の投入を余儀なくされている。また、四半期決算の作成により中長期的企業価値向上への努力が減殺されている可能性がある。

■ 四半期決算報告制度のあり方

四半期決算報告制度に関する基本的な考え方は以下の通り。

(1) 法による一律強制から市場による規律へ

法律等により網羅的に強制するのではなく、市場の評価による規律にゆだねるべき。また、一律強制する開示項目を最低限のものに絞り、企業の特性に合わせた開示方法を認めるべき。

(2) 制度の大幅な簡素化

企業に過度な負担を強いることなく、有用な情報が適切に開示されるバランスのとれた制度構築が必要で、現行制度の大幅な簡素化をすべき。

■ 当面の四半期決算報告制度に関する改善策

関連諸制度との整合性や法改正手続きも必要となることから当面以下の点について速やかな改善を求めた。

(1) 必要開示項目の簡素化

① 四半期決算短信をサマリーのみに

四半期報告書との重複排除や開示スピードの観点からサマリーのみを必須にすべき。また、投資家の情報利用の観点からXBRL(財務情報を加工利用できるようにした言語)

のみでの開示も認めるべき。

② 四半期業績と累計業績の記載を選択性に

企業によって四半期の経営指標のもつ意味合いは異なる。また、四半期と累計いずれから、もう一方の数値を算出可能である点から、四半期もしくは累計業績の記載は選択性にすべき。

③ 必要性の乏しい情報を不要に

四半期報告書では、株価の推移、株式の総数などの提出会社の状況、従業員の状況は、データ取得が容易な情報か業績を見る上で必須とは言えない項目であり不要にすべき。また、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針も四半期毎に見直すことがまれである。また、投資判断に重要な影響を与えるものについては適時開示の制度が整っている。

(2) 業績予想開示の裁量拡大

業種や置かれた経営環境により重要性と算出難易度が異なる。中長期的な経営方針と業績予想を開示したい企業はそれを認め、業績予想が不可能な企業は開示しない等、開示方法も含めて企業の裁量を高めるべき。

(3) 四半期レビューの簡素化

内部統制報告書でも適正な経営体制のチェックはされているため、毎期一律の手続きをするのではなく、手続き簡素化やレビュー自体を不要とすることを検討すべき。

(4) 提出締め切りの現実的な設定

更なる早期化を義務づけるのではなく、国民の休日等も考慮した運用をすべき。

(経済調査部 西村和芳・伊藤寛)